

近世矢部村の研究

檜垣, 元吉

<https://doi.org/10.15017/2244516>

出版情報 : 史淵. 97, pp.83-105, 1966-12-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

近世矢部村の研究

檜垣元吉

緒言

明治の矢部

矢部村の立地条件

村外商人の活動

江戸時代の矢部

大淵村土柳名史料

部落の成立

結語

緒言

昭和三十二年四月、福岡県矢部村の一部がダム工事のため水没することが決定したので福岡県の依頼によって調査団に加わりこの地帯を調査した。

水没地帯は矢部川の上流で名勝として知られた日向神（ひゅうがみ）から上流に当るので我々は専らダム予定地以東の鶴・谷野・笹又・鬼塚・所野・尾園の集落を、私は主として重点を近世史料に置いて採集を行った。記録文書の量は極めて少なく必ずしも十分とは言えなかつたが、聞き書によって空白を埋め、北九州でも最も山村中の山村として知られるこの地域の特質を知ることができた。中にも少数ではあったが、貧しい農民が次第に耕地・山林を失い村外地主が年と共に増加する実情を物語る借用証文・土地売渡証文が残っていて、予想したよりも更にきびしい生活が営まれたことを知らされ

た。

しかるに最近同じ矢部川流域で日向神ダムの下流地帯、即ち昭和三十二年に調査した地域に接した大淵村土柳名に関する百數十通の証書類を見ることができたのでこの新資料を追加し先の調査と総合してこの特異性を顯著に持つ地方の研究を一步進めたいと思うのである。

矢部村の立地条件

矢部村は、福岡県でも代表的山村で耕作に適する平地は少なく、人口密度の少ない村である。（一平方軒について八十人に満たない。）

農業に従事する人口約千七百に対して林業四百人余というものの村内で産出される米は四箇月を支うるのみで、大部分の人々が林業に依存して生活を営んでいるといつてよい。事実八女郡産出の木材の半ばは矢部から伐り出される現状である。

矢部よりやや下流の平坦部にある黒木さえも「黒木は水田の面積より石垣の面積が広い」といわれている位であるから矢部の地勢は推して知るべく、矢部は「山仕事で裕福だから百姓には腰をいれない」と説く人もある位で、木材の搬出とか製材に従事して現金収入を得ている人が多く、このような地理的条件のもとによく見られる「耕して天（山頂）に至る」といった様な土地利用の仕方は飛（とび）その他で時々見受けられるのみでむしろ少ないように思われた。

農業が山林と深いつながりを持っていることも無視し得ないが、山林開発が里山から、いよいよ奥山に進み、林道も奥地まで開け矢部村は伐木業者、素材業者、製材業者活躍の舞台で、伐採搬出製材に吸収される労働力は増加の傾向を強め農業そのものは副次的意味のものに、その性質を変えつつあるかの如くである。

江戸時代の矢部

江戸時代の矢部は矢部川をさしはさんで左岸は柳川藩領、右岸は久留米藩領に属し、異った条件の下におかれていた。例えば同じ一里塚にしても、柳川領は一里石が建てられ久留米領は一里木が植えられるというようなことから、人々の言葉にも違いがあつて、久留米領では父母を「トトサン」「カカサン」といえば、柳川領では「チャン」とか「トシ」とか呼び、互いに対立した意識をもっていたといわれる。

今でも旧柳川領では『こちらの方が人物温和で昔は久留米領はならずもんが多く「久留米のフウワイワイ(馬鹿者)」といて嘲ったものだ』と語る老人もある。笹又での話にも地蔵様の前の橋は両方から半分ずつかけることになっていたがこの橋を子供は余り往来せず「すぐ喧嘩始めました」といわれる。

久留米領の庄家が石川内付近に居住していたことは矢部川流域水利図(福岡県資料第四輯附図・現在柳川伝習館所蔵)の中村名(現在の役場所在地)と鬼塚名との中間に北矢部村、石川庄屋とあることによっても知られるが現在では庄屋の資料を見ることは出来ない。

幸い笹又に横目と仙頭を兼ねた月足氏の子孫月足末吉氏が居られ、記録としては明治三年の北矢部村の「宗門改帳」等矢部としては貴重な史料を保存しておられるので江戸時代の末から明治にかけての久留米領の状態を知ることが出来る。月足氏は村役人として「仕事はせずに座敷のすまい」で「座敷のおっさん」と呼ばれ「どこでもずらり調べあげて」支配をしておりましたとのことである。

右に挙げた宗門改人別帳によると

一、上妻郡福島町一向宗正福寺門徒 生国筑後上妻郡北矢部村 年四拾七 横目兼仙頭月足清助

と記されていて清助の妻の外佐市、九平、大助と三人もの養子があり、十三人の大家族である。

（猶この外に庄屋の記載もあって「御井郡中村浄土宗西方寺門徒、生国筑後御井郡今山村年三拾五 庄屋榎原俊三」と記されているから明治初年の庄屋は榎原氏で、家族の記録がないところをみると矢部の庄屋を兼任していたものかもしれない。）

月足氏は繁栄した家らしく民具も多く残されているが村役人として使用した放れ駒の模様入りの陣笠・槍・六尺棒・袖がらみ等も見ることができる。

猶山村の生活が早くから貧しいものであったことは柳川藩側の史料によって、矢部では天和三年には負債の為に村役人である仙頭の女房がつれ去られようとし、庄屋が所有の田を質においており、三年後の貞享三年には代官の仰せつけによって庄屋長百姓が田地を売り払っていることがみられるから元禄以前から矢部の生活が安楽なものでなかったことがうかがわれよう。

猶矢部に関する史料には外にも一箇月に一人手間丈働いて借金を返すとか（宝曆六年）上納は椎茸・こんにゃく芋でするとか（文化十三年）いうものが見られ、自給自足の自然経済がはつきり知られるのも一つの特色である。

笠又は江戸時代でも現在でも交通上の要地で警察官である横目の月足氏がこゝに配置されて山村の治安を維持していたのももつともである。

柳川領の村役人としては末次氏（飯干の旧庄屋）中川氏（飯干の聞次）古川氏（飯干新庄屋）森氏（椎葉庄屋）と文書によって所野（野老野）にも庄屋のいたことが知られているが、藩政を知る史料に乏しく、古川氏が宝曆・安永・明和・文化・弘化から明治にかけての古文書を保存しておられるのが矢部村の江戸時代を物語る最も貴重な文献である。

この文献には年貢上納に差し支えた農民が土地を手放す状態が物語られているが、茶、楮、茶畑、こんにゃく原（文化十一年）等の文字が見られることによって生産力の低い山村農業の姿がうかがわれ柿の木二本が二百五十文に計算されるなど（安永三年）貧しい村の生活がよく示されている。

部落の成立

矢部の先祖は栗原氏といわれ、事実矢部村で栗原姓を名乗る家は極めて多く、この考えが誤まりでないことは文書の上でも明らかである。

栗原氏の根拠地は矢部川の最も上流といってよい栗原名で栗原城が五条左馬頭家臣栗原伊賀守の居城であったことは恐らく事実であろう。栗原姓は近江備後安芸にも見出されるが長門の栗原が地理的に近く現在も山口県にはこの姓が残っているから或いは長門系統の出身ではなからうか。中世の中頃豊後の大友氏に対する軍事的要地として矢部が重要視されることになって大内氏の家臣として栗原氏がこの地を守る為に派遣されたのがそもその始まりではないかと思う。

中世の矢部がかなりの文化を持つていたことは既に述べたが、矢部は多くの人口を養うだけの農業を維持することは地勢からいっても困難である。従って江戸時代は聚落の規模も小さく変化に乏しい状態が続いたと考えられる。

県道が開通してから現在までに道路添いに小街村が形造られたが以前の道路は現在よりも高い位置にありけわしさも激しく、聚落で奥地から現在の道路添いに移動したのも少なくない。

以下水没地帯の聚落について知り得た丈けの事実を述べてその変遷をたどってみよう。

鶴（津留名）筑後平野と矢部山地との交通を遮断するのが日向神である。鶴は矢部山地でも日向神に最も近い聚落で従って筑後平野との交渉は最も多い位地にある。中でも影響の大きいのは「下の商人」居住地たる黒木・福島の経済的影響

でその意味で鶴は栄枯盛衰が最も激しく、約一世紀足らずの間に土着の人々は殆んど全部入れ替ったらしく、「どの家でもとおらした人は変ってしもた」といわれている。

同地の「東松太郎のじいさんな黒木からこらした。」鶴で上納でけん老人が一人残っていたのを最後まで養いその結果この土地に土着されたのだそうである。

鶴には山腹に享和三・六天保十五・明和十三、嘉永元年の墓があるが無縁となったものが多いように思われた。

椎葉 鶴の対岸をしばらく山間にわけ入った所に椎葉がある。柳川領の屋野森氏のいたところで正徳三年肥後熊本の律師が刻んだ観音像を祭る観音堂がある。矢部も他の農村と同じく元禄文化を今日に残している。

観音像にはこの榮落の代表者の名が記されてある。小島・森・黒谷の三つの姓が見られ、これ等は庄屋の一族らしく小島家の墓は観音堂の側にあり、この中で明治の初年頃には森氏が最も栄え庄屋の地位にあったものと思われる。

谷野、谷野は柳川領。「ここは全部栗原と中司（なかし）」といわれているが、最も古い建築は古賀豊氏の家で、鉦をかけないちょうな造りの雑木の柱、竹張りの天井がみられたが水没の為粕屋郡に移住されるということであった。同家は車櫃その他民具や民芸品の多くが保存されていた。

谷野では元禄十四年、享保四年以後の墳墓が見られるが、この年代は偶然現われるものではなく、農村の生活の上この時代が大きな意味を持つものであることを語っている。元禄時代をまっしてはじめて経済的にも発展が見られ、後世に残るような文化を持ち得たと考えてよいのではなからうか。

谷野は蛇淵に近く、めおと石が附近にある。現在石籠（いしごう）の上に橋がかけられているが、これは数年前からで、東北の人から天龍川の例を教えられ洪水でも流れない工夫をこらした現在の橋を造ったということであった。

笹又 笹又は村役人月足氏の住居地で歴史も古く文化のセンターでもあった。元禄十年の南無阿弥陀仏の碑が残り、明和元年十二月二日 謹報門第六十人 釈教受と記された寺小屋の先生であった竹下五郎右衛門の墓も水没すれずれのかげに立っている。

笹又はもと三十戸位だったのが八十四戸になったともいわれもと士族の小川のように明治に入って広川村から移住したことのみらかな家もあり、本家から分れた分家も多く発展の跡をたどりやすい部落である。

飯干、柳川領の要地で大庄屋が置かれ末次氏は荷物改めと問屋を兼ね降っては寺小屋も開いておられた由である。大庄屋の職は後中川氏に移り、庄屋屋敷は現在中学校になっているとのことであるが、これを裏書きする史料は見られなかった。

中川耕一郎氏は茶と杉の植林の草分けといわれ、パリに遊びロシアと交易し朝鮮で鉾山を経営した実業家だったらしい。村役人として庄屋に次ぐ閨次の古川氏が史料を保存しておられることは前に述べた。

二板(二板名柳川領、矢部川とその支流の交点で「ウスノハライ谷」にのぞみ、かつては宿屋もあった小型の宿場である。吹原氏が中心となって住みついた土地で古い聚落である。吹原氏のもと布花原と書き京都出身で五条氏の七人侍の一人であったと伝えている。吹原末吉氏は宿屋を営んでおられたが戦事中にやめられた由で力士小霧島忠太郎はその祖父にあたり、住まいの近くに立てられた記念碑は近々移転されるとのことであった。

西園 二板からウスノハライ谷飯干を通りカヤキ谷を経て谷を南に入ると西園に達する。西園の歴史は新しく近年に道路が拓かれて開けたといわれ歴史的手がかりは余り得られず、現在でも転出者が多いといわれている。

鬼塚 鬼塚は久留米領で古くから毘沙門堂が祭られていて歴史のある土地であるが現在の鬼塚は新しくひらかれたもの

で、はじめは道路添いに建てられた二軒が今は四十戸にも増加したといわれ、有名な栗原大五郎はその開拓者の一人であるという。矢部の各地から便利のよい新鬼塚に出て来た家も多いらしく御世話になった原島貞夫氏の家も「ヂッチャンがクワノヒラから出て来た」とのことであった。

石川内 縦鶴川が矢部の本流に注ぐいわば矢部の中心地神の窟、古刹善正寺も程近い要地である。庄屋のすまいも近かった。現在役場の所在地である中村名は縦鶴川の対岸で早くから開拓された集落であるが、反って村落の歴史は明らかでない。

明治の矢部

矢部には村内商業をうかがう史料として明治十七年の当座帳と大正九年の諸品貸与帳（小島氏所蔵）が残っていて村の消費生活をうかがうことができる。村の雑貨屋が自然経済と貨幣経済の接触する所であり、村人の消費生活の実態を最もよく示す場所でもある。

明治十七年当座帳には、山物三品として楮、茶、芋の三種が先ず現われる。芋はこんにやく芋で、かけ買いた村人は現金でも支払うするが、山物三品でいわば物と物との交換で決済しているのは当然のことながら面白い。取扱われた商品を挙げると

魚 類 たい かつお ぶり さば魚 あご 白魚 かます あら ゆわしの外、川物があり其の外に あさり む

きみ えび くじら皮 うばけ 海竹

野 菜 蓮 人じん ぎなん きくらげ わさび しぶ竹 竹の子

乾 物 こんぶ するめ かずの子 あらめ

雑貨 ちょうちん せん香 びんつけ もとい ろう

野具 大くわ すきさき その外 麻たね ねぎたね

産業の歴史 明治以前の矢部の産業は極めて消極的で乏しい水田・焼畑・茶・こんにやく・椎茸・やや後れて榎の生産が見られる位で林産も特に記録するに足るものではなかったようである。「なば（椎茸）もあつたばってんが、あきないもんに作るごとあるのは少なな、うーすかなばしかできんじゃった」といわれている。

この状態を脱脚したのは明治以後で茶のブームは、茶の生産を促進し製茶の技術を学ぶために宇治に派遣される人もあつて生産額は急激に増加した。

次に起つた大きな変化は杉の植林である。四十年余前に飯干の中川耕一郎氏が着手したという吉野杉の移植はやがて製材所の設置となり、道路の開通と相まって、矢部の大部分の人々は製材と山仕事によって生活するようになった。最初の製材所は飯干のそばのウスノハライに出来たというのも中川氏の力によるものではなからうか。

要するに幼稚な技術で経営されていた茶畑が杉山にきりかえられたのは数十年前にすぎないものの如く、十五年程前茶のつみ賃が騰貴して採算がとれなくなり「杉を山にさすごとなつた」と語る人もある。

矢部には千人季節労働者が入らぬと茶摘みにならんといわれ、杉山にかわる前後は茶百円つみ賃六十円位であつたといふ。製茶も手もみでは採算のとれぬようになって機械が採用され半ば機械を利用して、例えば二板で三千貫の茶が製造され、沖繩にも輸出し、三階建ての茶工場で百人の人々が働く光景のみられた時代もあつた。

明治の戸籍 明治時代の矢部の人々を知る手がかりとしては、明治三年の宗門改人別帳（月足氏蔵）と明治九年の戸籍（村役場蔵）が残っている。共に全村に亘つて完全に残つてはいないが明治の矢部村はこれによってかなり明らかになる。

先ず人別帳に現われる幕末明治の動きは幕末にあわただしく設けられた殖産興業を目的とした成産方の下役が置かれていることと農兵、によって知られる。久留米藩では慶応四年の頃から農兵の組織を企だてその結果が戸籍に現われているのであるが、これ等の農兵に指定されたのは当然二十才前後の青年であり、次三男が多く、八百三拾五人中三十三人の若物が農兵に指定されていることが知られる。

又この帳面には各人の檀那寺が記されているからその出身地を推測することも可能であり、従って女性の出身地を跡付けることによって婚姻圏、或いは家族の構造をも推測しうるわけである。

村役場に保存されている明治九年の戸籍も又他の史料の亡んだ現在、当時を知る好史料で例えば矢部では「星野女子に矢部男」という諺があるが、星野との婚姻関係は特にはつきりしていて、星野から矢部に嫁ぐ女性には村内結婚について、最も多かつたことが裏書きされる。茶摘みその他の出稼ぎによって密接な交渉が生じたと思われるが出稼ぎの後土着したと思われる人々に天草出身の比較的多いのは注目にあたいしよう。天草・二江・鬼池・松の内村・二重村松尾等と見えるのがそれで季節労働者を多く送り出す天草から茶つみにこの地方にはいつてくる人の少くなかったということを事実の上で物語るものといえる。又土着した士族の名が見えるのも明治の初世を反映するものであるが、中に「小前惣代坂本虎之助借屋第七取扱所」のみられるのは注目すべきで小前惣代と称せられるものが如何なる役割を演じたものか今日はかり知ることはできないが、新時代を象徴する職制が戸籍簿の上に現われているものと考えられる。

村外商人の活躍 村内にも先覚者があり商才を有する人々もあつたことは既に述べたが、経済活動の主導権は資本を持つ村外特に農村小市場の中心としてめざましい発展を示した福島・黒木の商人の手によって握られていたようである。茶紙蠟の取引で知られた福島の山形屋和助は天保元年から弘化三年にかけて矢部山中に椎茸山を経営していたといわれるが

今日では知る人はない。村人の記憶にも残らず特に意識されない間に既に山形屋の活動は始められていたであろう。

これらの大商人は記憶されなくても特に大きな影響を与えた中買業者の活躍は或る程度これを跡付けることが出来る。

お茶を買いに来るのは主に福島・黒木の商人で前に金を貸しつけては現物のお茶でとる。盆なんか金をかきたのを、こんなにやくや籠で支払いするという形式の金融が大に行われ、最悪の場合には「下の商人から塩一俵で山をとられる」という事態も生じ一寸した金のかたに半分近く村の土地が他町村の人の手に移るということにもなりかねなかった。旧の十二月十七日には黒木に大市があり、正月の為の買物に「夜中に起きてめぐにのうて皆んなあゆうで下りおりました」といわれるように必要な物資を入手するには必ずこれらの地方市場を利用しなければならなかったのである。

大淵村土柳名史料

この一括証文類は天保から明治にかけて土柳名の地主でかたわら活潑な金融貸付と商業活動を兼ねていた茂七、茂七と密接な関連を持ちながら同じく土柳名と又福島との二つの拠点を持つ小山田喜市とをめぐる史料である。福島は八女地方の中心、八女扇状地の扇の要ともいべき王座を占め、従って周辺の村々に経済的に大きな影響力を持つ（現在八女市）地方都市である。

土柳名は北大淵村に属する自然的条件に恵まれぬ山村だが日向神以東に比すれば僅かであるとはいえ経済的中心地に近く、その産業も紙一重丈けの先進性を持ったようである、この条件が結果として江戸末期には少くも二人の寄生地主を生み史料を残すことゝなったのである。

茂七が史料の上に登場するのは天保六年から当初は彼自身が借り方としての証文を八通残している。先ずスタートは資金を周辺の中農層に得て次第に蓄積に努め約十年後には貸し方に廻つて附近一帯の久留米領小農民に対して盛んに貸付

を行い近在にかくれなき地主となり遂に村役人たる仙頭の地位を得るに至っている。文久三年のことであった。貸し方に転身して十数年後にあたる。その後幕末の恐慌期を頂点として活躍、明治五年で消息を絶っている。今一人の中心人物は「喜市」土柳にも居宅を構えると共に福島矢原町にもう一つの住所を持つ商人的性格を茂七に比してより多く持つと考えられる人物である。彼は茂七の仙頭となつた文久三年から登場しているから、土柳に出先機関を持つて巧に土地を集積し、一方特産物を集荷して利潤をあげるといつたタイプの活動家だつたように思われる。註一

喜市は明治以後小山田性を名乗りこの一群の史料の最後のもの明治十四年の証文には彼の名が記されている。この二人の寄生地主の文献が一まとめに今日に伝えられたのは茂七の所有地が最後の段階に於いて小山田喜市の手収められたことを推測させるものでこの史料は小山田文書と名付けられるべきものであるかもしれない。註二

土柳名の生産と貢租 史料に現われる限りでは生産物の中心、貸借の対象となるものは米麦ではなく茶・楮・こんにゃくを主とし榎・辛子（菜種）蕎麥・粟等がこれに続いている、貢租もこれを反映して譲渡或いは質入される。耕地の物成は大豆紙・漆であることが示されていることが多い。註三

次に注目すべきことはこの地域にはかなりの杉山があつたらしく杉木山が譲渡の対象となることもあり、植林が行われてから間もない山林が手離される例が見られる。この点上流地方の山林よりも、より開発の進んだ状態に置かれていたことを想像させる。註四

しかし多少の先進性が認められることが小農民の生活をそれだけ保証することとはならなかつたらしく貧農の生活がきわめて危いものであつたことは嫌という程史料が物語っている。

先ず最初は耕地の質入、殆んどすべてが上納差支を理由としている。大部分元利支払の上質戻の条件が記されているが

予定は実現せず、遂に屋敷周辺の菜園まで提供され 註五 中には一本の柿の木が担保として書き上げられる場合もある。そして最後に屋敷が登場する。一般的にみられるように売却地の小作となることを条件として書き添えるものも多いが、より悪い状態に陥る農民のあったことは当然に考慮すべきであろう。質入される土地も水田、麦作などの可能な畑地などは稀。こんにゃく原、茶原、何升蒔の土地などと猫の額ほどの零細な土地を書き上げることが大半である。

茂七も喜市も土地を対象とする金融がその事業の半を占めるのであるが他の一面でより注目すべきは前貸資本を投下して山村の特産物を盛んに集荷していることである。これを裏付けるものは諸産物の売渡手形（売渡羽書）で数箇月以前に代価が支払われているのが普通である。同じ内容のものが借用手形と呼ばれ結局は新しい生産物を期日に手渡しすることが約束されているのである。註六

乏しいとはいえ平野部では珍らしく、茶の様に長崎貿易の窓口を利用すれば投機の対象ともなる物資は特に重要で、大きな利潤をあげる十分な可能性を持ったものであった。

八女山地は現在でも茶の名産地として知られその素朴単純な風味は宇治静岡茶の味付に利用される位で生産量も少くないのだが荒茶のまゝ問屋の手を経て移出されること又庭先取引など生産者が中間業者に利潤の大半を占められことは根本的には今日でも余り変わっていない。福島・黒木商人が宇治・静岡の業者と変ったのである。

農民を攻め立てるものは貢租の上納、前貸資本、寄生地主と数多いが、これと対抗するために考えられた最も無難な方法は講である。講親を立て、土柳の場合には廿数人の参加によって年貢上納を果すといったものが普通であった。しかし講も貧農が自律的に自衛手段として成立させることは少なく講の一員となるためには講引当の担保物件が必要であり又その大半には茂七喜市の何れかが参加してにらみをきかしているものが多いのだ。つまり本質的には高利の借入と交らず加

入者の連滞性によってやゝその負担が緩和されるといふ程度のものであったと考えられる。

黒木・福島商人を引付けたのは筑後平野部の商人にとって八女郡山間地帯の特産物は最も有利な商品であり、更に何よりも魅力的であったことは矢部川星野川の住民達が極度に無力であり、自由な活動が可能であつたことであろう。

そして在地の茂七型寄生地主兼企業家、茂七に比較すれば半分の在地性しか持たないがともかく対面的社会の一員たる利潤の追求者をこゝには取り上げているのであるが、他の客観的史料からみるとき吞舟の大海は二つの溪流が平野部に入つてようやくゆるやかな流れと変る位置、言わば星野・矢部二つの溪谷の咽喉を押える位置にある黒木・福島の町人に外ならなかつた。

土柳名の史料でも茂七は多分に福島町人でもある小山田喜市に依存する傾向を示しているのではあるが役者は喜市の方が上であるように思われる。貸し方の福島商人として現はれる人物は二人で五の江屋庄左衛門と原町の喜兵衛の名が慶応から明治初年にかけて特に現われている。元來交渉を持つていた福島商人が特に危機の深刻化したこの時期に進出したと考えられないこともない。註七

黒木町下町の松木市蔵は酢屋と号し、安政五年にその名を現わしてから十年余に亘つて現地と交渉を保ち慶応三年までの史料を残している。何れにせよ限られた史料の中に発見される出来事で積局的に断定することは難かしいがこれ等一連の商人の活動は当然存在しなくてはならぬ筈のものである。

註一 借用証文之事

長木下道ばた

一 蒟蒻原 榎木不残

小松と申所

一 榎 木 地共不残

五平殿仕立相成

一 蒟蒻原

沓ヶ所

一 金子沓両

右之通為引当右之金子慢ニ借用仕候実正ニ而御座候

然上者当未三月より十二月限り月沓歩八厘充之利分相加訖度御算

用可申候若萬一相滞候節者請人罷出訖度相捌可申候、永代讓渡証文

ニ引替差上可申候、

尤右之金子利分相加差向候節者此手形御返し被成可被下候、仍而

借用手形一札如件

安政六年 未三月

平野名 手形主 佐平次 印

同 名請人 敬助 印

同 太吉 印

同名 弥平殿

註六 茶辛子壳渡手形之事

一 銀四百九拾五匁 元銀也利附

右ハ諸御上納方エ差支申候ニ付茶・辛子壳渡代銀右高髓ニ受取申候
処実正ニ而御座候

然ル上ハ茶四月廿日限り辛子之儀ハもみ次第に御受取可被成候
若万一不埒仕候節ハ受人手前より訖度茶辛子差立候而御算用可仕候
仍而為後日之壳渡手形一札件如

辰十二月八日

北矢部村堤名 利平次 印

受人 忠右衛門 印

土柳名 茂七殿

註六 楮壳渡手形之事

一 楮 拾貳わ

代金 三両也

右之通壳渡申候間代金右高髓ニ受取申候処実正ニ而御座候、尤直段
之儀者其時相場ニ御受取可被下為其壳渡葉書一札如件

辰 十一月八日

女鹿の名 売主 次郎兵衛 印

大淵村土柳名 茂 七 殿

註二 借用証書

一 金百拾円也

右之通正ニ借用仕候処実正に而御座候、然上返済之儀者八十八夜よ

り三十日迄ニ新茶拾円かた、中商蕪芋正味六百斤十月廿日限ニ土柳

名迄付出し右品ニ合己年より酉年迄五ヶ年ニ払渡可申候、若万一埒

明不仕候節は請人手前より訖度差立御算用可申候、仍為後日証書一

札如件

明治十四年 己四月

北矢部蔵当名 借用主 米 吉 印

請人 源 七 印

請人 伊 七 印

北大淵土柳名 小山田喜市殿

註六 引当手形之事

一 金拾円五拾匁 此り毫割

右之通金子正ニ請取申候処実正に而御座候、尤右金子返済之儀者、

己四月限り上藤ヲ以御返済可申候、若万一不埒仕候ハハ請人手前より急度埒明可申候、仍而為後月手形一札如件

明治十三年 辰十二月廿五日

堤 川津 熊藏

受人 栗原 利助

土柳 小山田喜市 殿

註三 永代譲渡証文之事

つるかさこと申所

一 伐畑山 蕎麦卷斗四升蒔

此山ノ内楮植立置申候

代銀百六拾円

右者私御上納工差支申候ニ付、右之場所永代譲渡代銀儘受取御上納

方相済申候実正に而御座候、然上者来五月十五日迄元金利上差立申

候ハハ右之証文御返シ被成可被下候、若万一小ニ而茂不足仕らハ右

証文之場所御勝手次第御引揚被成可被下候、右山ニ付何方之構少之

茂無御座候、若万一何角と申希御座候へ者受人手前より訖度埒明其

御元様え御難儀相掛申間敷候、依而為後々年譲渡証文一札差上申候

如件

慶応三卯年二月

註四 永々売渡証文之事

北大淵村女鹿野名 讓主 作右衛門 印

長はたけ之下

同 名 受人 半助 印

一 山 沓ヶ所 杉木共ニ

右 同 断 弥三郎 印

本さこ

右 同 堤名 忠右衛門 印

一 山 一ヶ所 竹屋ね共ニ不残

北大淵村土柳名」 茂 七 殿

ノ 代金貳步沓朱 申十一月元

註六 芋売渡し羽書之事

一 こんにやく芋 正味五百斤也

代銀 貳百七拾五匁

右之通売渡し代銀右高榎ニ請取申候必、尤芋返濟之儀は来る九月

限り相渡し可申候、若万一沓斤ニ而茂不埒仕候節は請人手前より

右之芋差立可申候、仍而為後日売渡し羽書一札如件

明治二年」 己七月

北矢部蔵当名 売主 新七 印

村 茂 七 殿

同 村 同名

註四 引当証文之事

仙頭十右衛門 印

喜市 殿

右之通相違無御座候以上

一 金子沓兩貳步也

同名仙頭 庄 作

右者此金子ノ引当として杉のたにと申処小杉数およそ三百本差

出し置事

宝曆四年 戊六月三日

然ル上は年々月式歩充利上可仕候、若万一利上之儀相滞候節は右杉

北大淵村土柳 借主 長右衛門 印

山之儀御勝手次第御引揚可被成候、勿論当杉山々脇方之構毛頭無之

村 受人 源右衛門 印

御座候、且又何角申出候者御座候節ハ請人手前より罷出急度埒明可

同 源 七 印

申候、仍而為後々々年之証文一札如件

〃上請 喜 助 印

慶応三年 卯三月

土柳名 次郎兵衛殿

かり主 わらび原 弥 七 印

註三 永代譲渡し証文之事

受人の 中 三太郎 印

はちのくぼと申処

同 受人古敷岩屋 儀 作 印

一 畑ヶ 段巻枚茶原迄残ス

土柳 茂 七 殿

御物成大豆三升七合

註二 永代譲渡証文之事(土柳史料中最も古いもの)

長高紙式拾枚

一合三百目 但シ七拾文棗

御運上百四紙巻帖拾枚

右者御上納方江差支申候ニ付、私抱田地之内前畑三畝式拾四歩、土

漆 式本

屋下迄茶原共ニ不残物成七升八合、山道畑巻畝式歩物成式升二合五

代金拾両式歩 正金也

夕、右之通り宝曆四歳戌六月ニ其方ニ譲渡、代表髓ニ受取申候処実

右者卯年御上納方江差支申候ニ付、右之地方永代譲渡し代金石高髓

正ニ而御座候、然上者此地方ニ付何方之構無御座候、万一何角と申

ニ受取御上納方相済申候処実正ニ而御座候、然上者御上納一式其御

者御座候ハハ請人方より急度埒明可申候、仍而為後々々年証文相渡申

元より御動メ可被成候。

置候如件

右地方ニ付何方の構少茂無御座候、若万一何角ト申者御座候ハハ

請人手前より急度埒明可申候、仍而為為々年永代讓渡証文一札如件

慶応四辰年」三月

北大淵村土柳名、讓主 宇 七 印

同 村 同 名 受人 利平次 印

右 同 嘉右衛門 印

右 同 次 七 印

同村藤原名 請人 利 七 印

福島五江屋 宗左衛門殿

北大淵村土柳名 茂 七 殿

註五 売返シ添証文之事

一 前畑斗三畝式拾四歩

代芟三百式拾五匁正銀也

右者者私御上納方え差支申候ニ付右之地方売返シ代銀髓ニ請取御上

納相濟申候処実正ニ而御座候、然上者右之地方ニ付、何角と申者御

座候ハ、請人手前より急度埒明可申候、仍而為為々年売返シ添書証

文一筆如件

文化十五寅年」 三月

北大淵村土柳名売返シ主 次 助 印

同 村 請 人 喜 平 印

同 市郎右衛門 印

土柳名」 幸右衛門殿

註六 茶売渡し手形之事

一 上茶 □□迄 百四拾五匁六歩

代金拾両也 〳〵五拾五匁六歩

内五百式拾目辛子ニ而相渡候

〳〵五百三拾五匁六歩

右之通売渡し代金右高髓受取申候処実正ニ而御座候、然上者茶反濟

之処儀者来ル已四月十五日限ニ右相極メ上茶相渡可申候、若乃一少

シニ而茂不埒仕候節ハ受人手前より茶以御算用可仕候、仍而為後日

茶売渡手形一札如件

辰十二月六日

北矢部村三倉名 借用主 四右衛門 印

同 同 竜 助 印

同 同名受人 清兵衛 印

大淵土柳名」 茂 七 殿

註一 永代讓渡証文之事

むたの内と申所

一 田 段数三枚

御物成米壹斗貳升三合五勺

代金拾兩也

右者去戌年御上納方え差支申候ニ付右地方永代譲渡代金樋ニ受取御上納方相済申候処実正ニ而御座候、然上者私下作仕為利揚月壹歩壹厘充無相違差立可申候、若万一不埒仕候節者右地方御勝手次第第二可被成候、尤合地方ニ付何方之構イ毛頭無御座候、若何角と申者御座候節者請人手前より訖度埒明可申候、猶又元金利足無滞差立候節者何時ニ而も右地方証文御返し可被成候、仍而為後日讓状文一札如件
文久三年「 亥九月

北大淵村土柳名 讓主 庄 作 印

同 名 請人 十右衛門 印

同 請人 弥 八 印

村 弥三郎殿

右之通り相違無御座候以上 仙頭 茂 七 印

註一 永代譲渡証し証文之事

あを土田申処

一 田 一枚

御物成米貳升五合

代金 壹兩貳歩 正金也

右者去冬御上納方差支申候ニ付、右之地方永代譲渡之代金樋ニ請取御上納方相済申候処実正而御座候、然上者私下作仕利上として月一歩五厘、尤毎年十一月限り無相違差立可申候、若万一不埒仕候ハ受人手前より訖度埒明可申候、仍而譲渡し証文一札如件

証文元金利上無間違差立候節は右之地方御返被成下度候
元治二年「 丑三月 北矢部村女鹿野 讓主 弥三郎 印

同 名受人 作右衛門 印

同 堤 受人 忠右衛門 印

福島矢原町「 喜市 殿

註五 請引当証文之事

屋鋪ぐるり上下

一 畑ヶ 壹反 段数五枚

一 蒟蒻原 共二不残

御物成大豆八升九合

右者私御上納方ニ指支申候ニ付北大淵村八升時名百蔵殿仕立講己六月ニ慥ニ受取御上納方相濟申候処実正ニ而御座候

然上者掛銀之儀者当月会より老兩充滿会迄老ケ年ニ三懸充相掛

可申候、若万一老掛ニ而茂不埒仕候時請人手前より右地方引請而其元様え御難題相掛間鋪候、右地方ニ付而何方之構イ少茂無御座候、仍而為後日講引当証文一札如件

明治二己年 六月

北矢部村蔵当名野中 長四郎 印

同 村 名請人 平助 印

右 同 受人 新七 印

北大淵村土柳名 喜 市 殿

註五 柿木亮渡証文之事

井川ノ上と申所

一 柿木老本 七ケ年切

代金老兩也

右は去辰年御上納方へ差支申候ニ付、右柿ノ木七ケ年ニ讓渡代金右

高御渡し被下慥ニ受取御上納相濟申候処実正ニ而御座候

然上者右柿木七ケ年ノ間御支配被成可下候、且又右当己年より亥

年迄御取被成候あとい儀なく御返被成可被下候

一為後日讓狀証文一札如件

明治二己年十月

談主 下 御 側 八百 吉 印

同名受人 甚左衛門 印

同 嘉右衛門 印

同 堤 名 忠右衛門 印

下御側組頭 佐 平 印

北大淵土柳 茂 七 殿

註五 家屋敷証文之事

一 金九兩 但し 七拾匁金也

右者私諸上納方え差支申候ニ付、右之家屋敷差出し召置申候処実正ニ而御座候、然上者利上之儀は月老歩五厘ニ相極メ佐八見代銀より元金之内銀百目充毎年払込可仕候、若万一不埒仕候節者、請人手前より訖度埒明可申候、右之家屋敷ニ付而何方之構イ少茂無御座候、仍而為後日証文一札如件

明治四未年

証文主 土柳名 嘉 平 印

請、人同名佐八印

右同 宇七印

嘉市殿

同受人 儀右衛門 印

同人 清左衛門

同人 和平次

同人 佐平

同人 喜平次

註一 前島と子の上



右場所永代売渡証文事

天保十一子三月二

一金巻奴

拾貳両

恵作殿
茂七殿

右之通り相違無之御座候以上

仙頭 十右衛門 印

右者去亥年御上納方え差支申候付、右金儲ニ受取御上納相済申候処
実正也

然上者当上下申所畑ハ当子年より酉年迄十ヶ年相渡シ可申候、扱

又年来相立申候節ハ元金三両差立当上斗御売返可被成下候

此畑ケ付手ハ脇方より少茂構無御座候、若万一何角ト申仕有之候

ハ請人手前より罷出急度埒明可申候、仍而為後々一筆証文如件

天保十一子三月

讓主 土柳名次 平印

結 語

矢部地方の集落はその殆んどが矢部川の侵蝕谷の兩岸に位置し農耕は限られた傾斜地で行われる。山地気候、日照時間の短かいは農業生産をさまたげる最大の自然的条件であった。

従つてこの地域の産業は特殊な山地農業の方向を示し茶・蒟蒻・楮などの能率の低い産物に依存せざるを得なかつた。この不利な条件に釘付けされている住民はその貧困化の速度も早く、従つて封建領主への上納にこと欠ぐ場合身近に居住する中豪農層が先ずその支援者となつて現われるのは当然のことであつたと言えよう。

しかし乏しい地力、自然的条件に基づき経済的窮乏は集落内だけでは解決せず、矢部川上中流地方を後背地として筑後国内でも特殊な地位を占める福島・黒木の商人との結び付きが大きなパイプとなつて作用することとなる。

ここに物資の集荷と金融とは互に密接に作用し合いながら、結局矢部山地は次第に繁栄の方向をたどる商業都市福島・黒木の衛星的地位に甘んぜざるを得なくなるのである。定石通りの過程をたどつたといえこの山村の体質は現在も猶遺存していて切実な問題を我々に投げかけているように思うのである。

Yabe Village in Fukuoka Prefecture as Recent Mountaneous Life

Motokichi HIGAKI

The population of *Yabe* Mura are now living one of the most representative mountaneous life in Fukuoka Prefecture. By reason of the narrow level land which fits for cultivation, the present population is less than eighty in one k. m. square. Consequently its industry is not active ; scanty rice, vegetables, tea, konnyaku (Hydesos' me revie'ri) and haze' (Rhu's succownea) etc. have been cultivatd. Poor agriculture has made them hard to support their own living and moreover villagers gave chance of action to the strange usurers and merchants. In this article, we try to tell as a premise, how a certain rich farmer of the village took part in lending money to poor peasants on one hand and depriving of their lands, if not repaid.